

通達甲（副監．犯抑）第7号

令和6年3月19日

存 続 期 間

部長、参事官
各 殿
所 属 長

副 総 監

特殊詐欺総合対策要綱の制定について

このたび、別添のとおり、特殊詐欺総合対策要綱を制定し、令和6年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

別添

特殊詐欺総合対策要綱

第1 目的

特殊詐欺対策を総合的に推進することにより、都民の体感治安を向上させ、もって「安全・安心な街、東京」の実現を図ることを目的とする。

第2 準拠

特殊詐欺総合対策の推進については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 定義

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）をいう。

第4 特殊詐欺対策本部の任務

特殊詐欺対策本部は、特殊詐欺対策本部長の指揮の下、警視庁特殊詐欺対策本部規程（令和6年3月18日訓令甲第7号）第3条に基づく、特殊詐欺対策の運営の企画、総合調整等に当たるものとする。

第5 推進体制

1 本部各部

- (1) 各部長は、所掌事務を通じて特殊詐欺対策を推進するものとする。
- (2) 各部長は、各部に特殊詐欺対策担当者を置き、代表課の管理官をもって充てるものとする。

2 方面本部

方面本部長は、特殊詐欺対策に関して方面区内警察署の連絡調整を行うほか、方面区内警察署が行う諸対策について、随時、検証するものとする。

3 警察署

- (1) 警察署長は、自らを本部長、副署長を推進責任者とする「特殊詐欺対策推進本部」を設置し、推進責任者のもとに特殊詐欺対策担当者を置き、所属職員の中から適任と認められる者をもって充てるものとする。
- (2) 警察署長は、必要に応じ、特殊詐欺対策に関する検討会を開催して、検挙及び防犯の両面から特殊詐欺対策を強力に推進するものとする。

第6 検証

1 特殊詐欺対策本部長による検証

特殊詐欺対策本部長は、警察署における特殊詐欺対策の推進状況を、随時、検証するものとする。

2 方面本部長による検証

方面本部長は、方面区内警察署の特殊詐欺対策の推進状況を、随時、検証するものとする。

第7 表彰等

特殊詐欺対策本部長は、特殊詐欺対策全般において功労の認められた所属、職員等に対して表彰等を行うものとする。